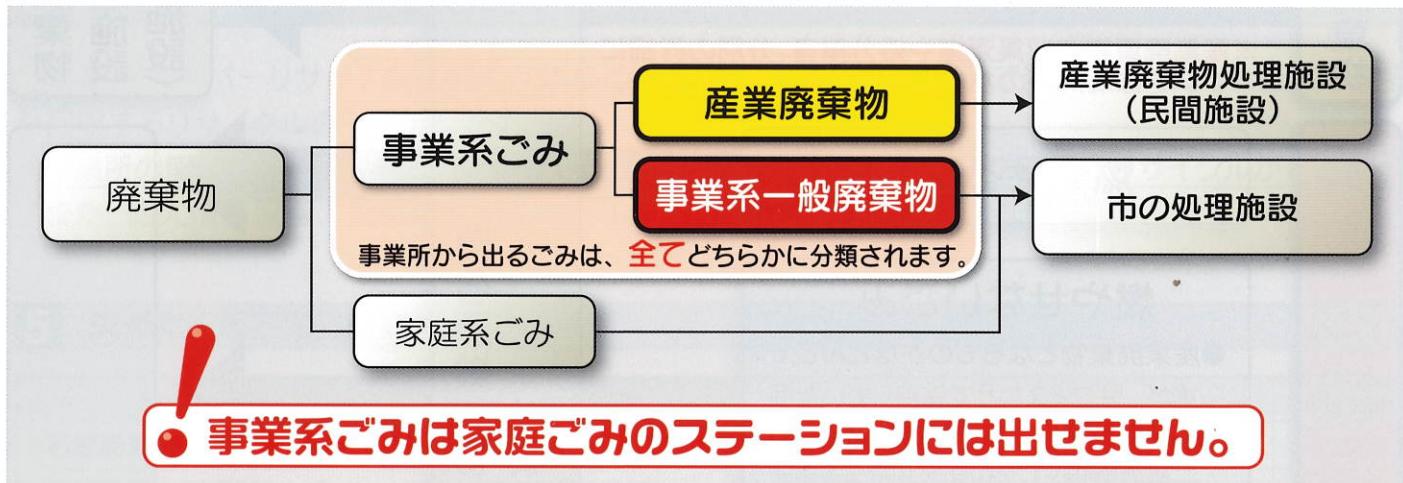


事業所の皆さんへ

事業系ごみの分別・処理の仕方

1 事業系ごみ(事業所から出されるごみ)とは

商店、オフィス、飲食店、農業者など営利を目的とする事業所だけではなく、病院、学校、官公庁など広く公共サービス等を行っている事業所も含め、事業活動に伴って出されるごみを事業系ごみといい、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では次のとおりとなっています。



事業所から出される以下のものは、
すべて**産業廃棄物**です。

種類	主な品目例
①廃プラスチック	合成樹脂、繊維、合成ゴムくず、 タイヤ、ビニール、ポリ容器 など
②金属くず	スチールロッカー、イスなど金属製 事務備品、配管、配線、鉄くず など
③ガラスくず ・コンクリートくず ・陶磁器くず	ガラス類、耐火レンガ、 コンクリートくず、石膏ボード など
④燃え殻	石炭がら、炉清掃廃棄物 など
⑤汚泥	工場排水の処理、製造業の製造工 程で生ずる泥状のもの
⑥廃油	潤滑油、作動油系廃油 など
⑦廃酸	廃硫酸、廃塩酸などすべての酸性廃液
⑧廃アルカリ	廃ソーダ液、写真現像液など 全てのアルカリ性廃液
⑨ゴムくず	天然ゴムくず
⑩鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉残さい など
⑪がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って 生じたコンクリート、レンガの破片 など
⑫ばいじん	集塵施設で集められたばいじん

下記の指定業種から出される以下のものは**産業廃棄物**、
それ以外の業種から出るものは**一般廃棄物**です。

種類	指定業種と品目例
⑬紙くず	製紙業、紙加工製造業、新聞業、 出版・製本・印刷物加工業、建設業
⑭木くず	建設業、木材・木製品製造業、パルプ製造業、 輸入木材卸売業、物品貯蔵業、 木製パレット(全業種)
⑮繊維くず	建設業、繊維工業から生ずる天然繊維くず
⑯動植物性残さ	食品、医薬品、香料製造業から生ずる魚、 獣の骨や皮、米、麦粉、野菜くず など
⑰動物系固体不要物	と畜場から生ずる獸畜、 食鳥加工業から生ずる食鳥の固体物 など
⑱動物のふん尿	畜産農業、ブリーダーなどの動物飼育業
⑲動物の死体	畜産農業、ブリーダーなどの動物飼育業
⑳以上 19 種類	を産業廃棄物処分をするため処理したもの

産業廃棄物は市の施設に搬入できません

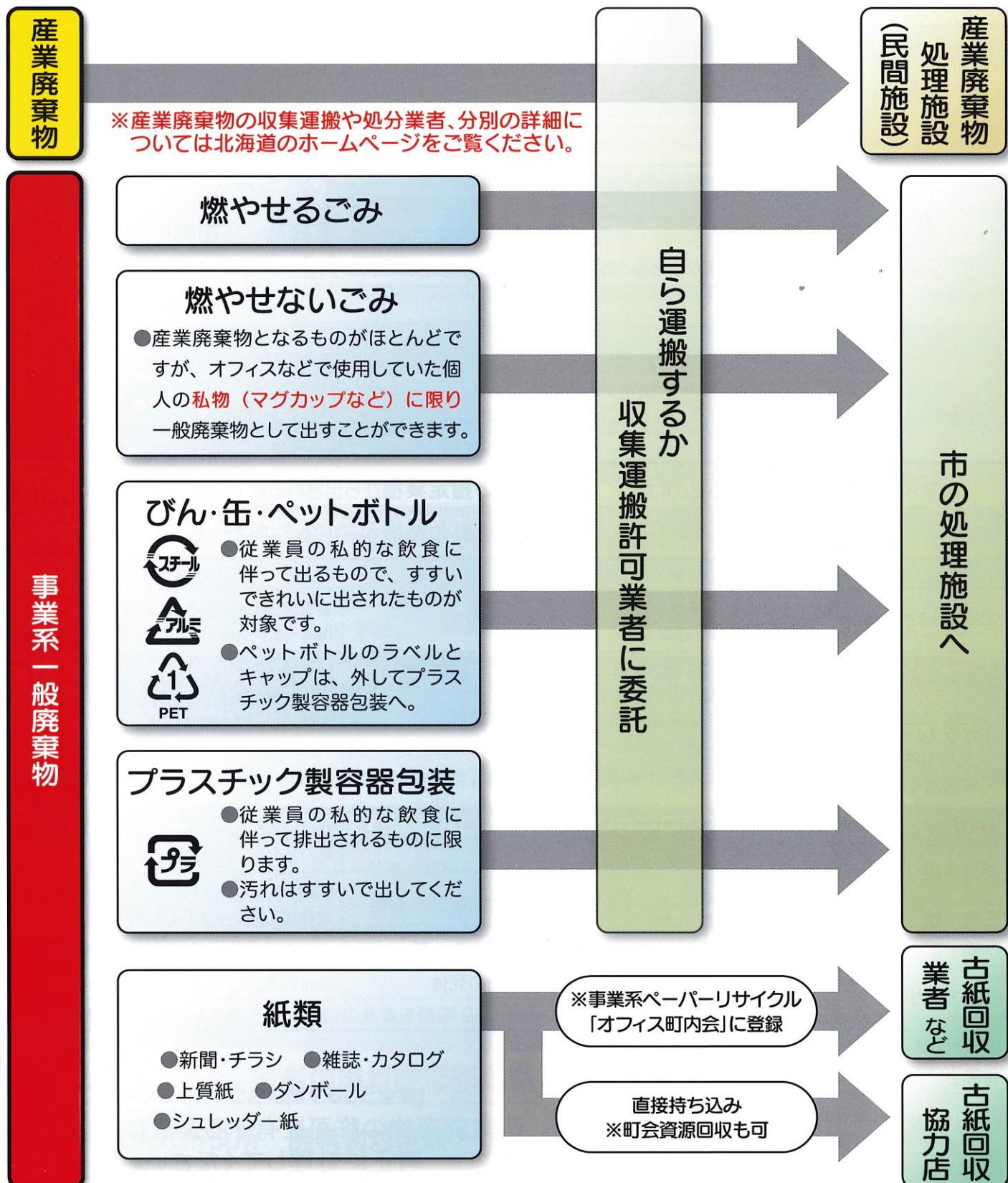
産業廃棄物の許可を有する業者に委託し、
適正に処理してください。

2 事業系ごみ(一般廃棄物)の処理方法と分別

事業系一般廃棄物は、以下のいずれかの方法で処分してください。

- ①事業者が自ら市の処理施設へ搬入する。
- ②事業者が一般廃棄物収集運搬許可業者(→3ページ)に委託し、市の処理施設へ搬入する。
- ③事業者が自らのルートで処分する。

事業系ごみ(一般廃棄物)は、以下のように分別して搬入してください。



3 ごみ処理施設について

事業系一般廃棄物を市の処理施設に直接持ち込まれる場合は、重さに応じて**現金**で料金を徴収しますので(10kgあたり100円)、家庭用の指定ごみ袋や枝木類処理券、大型ごみ処理券を使用して搬入することはできません。

● いわみざわ環境クリーンプラザ いわ☆ぴか (東山町297番地)

受入時間 月～土の午前9時から午後5時 **電話** 35-4626
※1月1日を除く

4 事業系ペーパリサイクルについて

事業系ペーパリサイクルに協力する事業所を「オフィス町内会」として登録し、決められた日に業者が回収するリサイクルのシステムです。

事業所の皆さんは、紙を分別してペーパリサイクルに出すことで、ごみの減量とリサイクルができます。
また、個人情報保護のためにシュレッダーにかけた紙もリサイクルできます。

5 廃棄物収集運搬許可業者一覧

許可業者名	住 所	電話番号	一般廃棄物 許可業者	ペーパリサイクル 実施業者	産業廃棄物 許可業者
石塚商事(有)	日の出町638番地5	23-9838	○	○	○
(有)岩見沢古紙資源センター	南町7条3丁目4番1号	25-0391	○	○	○
北清いわみざわ(株)	栗沢町由良213番地7	35-5228	○	○	○
(有)カワバタ衛生企画	栗沢町最上8番地8	45-2261	○	○	○
(有)こぶし清掃	5条東5丁目3番地2	25-5858	○	○	○
空知環境総合(株)	宝水町207番地1	22-0478	○	○	○
(有)北斗清掃	御茶の水町120番地	32-4000	○	○	
渡辺商店	3条東2丁目3番地1	24-5795	○	○	○
(有)岩田環境	栗沢町最上8番地4	45-4790	○		○
富桙清掃(株)	岡山町129番地14	22-0616	○		
(有)米津環境清掃	栗沢町美流渡末広町24番地4	46-2307	○		○

○産業廃棄物、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者等については、

北海道のホームページをご覧ください。(www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/sanpai.htm)

6 古紙回収協力店

事業所から出る紙類は、下記の古紙回収協力店に直接持ち込むこともできます。

引取時間／月～土 9:00～17:00

業者名	住 所	電話番号
岩見沢金属	2条西9丁目5-5	22-6316
(有)岩見沢古紙資源センター	南町7条3丁目4-1	25-0391
(有)大熊商事	9条西12丁目1-5	24-5635
(有)永井商店	栗沢町西本町45	45-2135
渡辺商店	3条東2丁目3-1	24-5795

7 事業系ごみに関するQ&A

Q 事業系ごみとはなんですか？

- A 事業系廃棄物とは、事業活動に伴って排出される全てのごみのことをいいます。事業系廃棄物は、事業活動の種類や、ごみの材質によって「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分けられます。
事業所から排出されるごみは全て事業系ごみとなり、個人のごみであっても、事業所でごみとなれば、事業系ごみに分類されます。

Q 事業活動には何が含まれますか？

- A 事業活動には、事務所、店舗、飲食店、工場、農業、漁業など営利を目的とするものだけではなく、病院、学校、社会福祉施設などの公共サービスなどを行っている事業も含みます。

Q 産業廃棄物とは何ですか？

- A 事業系廃棄物のうち、法律や法令で定められている種類のごみです。代表的なものとしては、廃プラスチック、金属くず、ガラスくずなどがあります。詳細は1ページや北海道のホームページをご覧ください。

Q 事業系一般廃棄物とは何ですか？

- A 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の全てのごみのことを指します。一般的には「紙」や「木」、「繊維」製のごみ、「生ごみ」などですが、これらのなかにも建設業や製造業など限られた業種から排出されたものは産業廃棄物に分類されることもあるので注意が必要です。

Q 許可業者に運搬を委託するときの料金は決まっていますか？

- A 運搬を委託したときにかかる料金は、処理手数料と運搬料金の合計金額となります。運搬料金は許可業者ごとに設定していますので、委託する際に許可業者に確認してください。

Q 産業廃棄物をいわみざわ環境クリーンプラザに搬入することはできますか？

- A いわみざわ環境クリーンプラザに搬入できる事業系ごみは事業系一般廃棄物のみです。産業廃棄物を搬入することはできませんので、ご注意ください。

Q 事業系一般廃棄物は、少量であれば家庭ごみのステーションに出せますか？

- A 事業所から出たごみは、量の多少・種類に関わらず、家庭ごみのステーションには出せません。もし事業系一般廃棄物を出した場合は不法投棄とみなされ、罰則が適用されることがあります。

8 お問い合わせ

[このパンフレットやごみに関すること全般]

岩見沢市役所 廃棄物対策課 電話 23-4111(内線214、215)